

農薬登録制度における生態影響評価の見直しについて（案）

1. 背景

我が国の農薬登録制度は、生態影響に関する評価対象を水産動植物に限定していることから生態系保全の観点から十分とは言えず、第4次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）では、水産動植物以外の生物を対象とした新たなリスク評価が可能となるよう、科学的知見の集積を図りつつ、検討を進めるとされている。他方、EU、米国等の諸外国では、すでに水産動植物以外の生物を含む生態影響評価を行っている。

我が国においても、先の国会において、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援するため、良質かつ低廉な農業資材の供給等に関し、国の責務等を定めた「農業競争力強化支援法」（平成29年5月12日法律第35号）が制定され、国は、農薬の登録に係る規制について、安全性確保、国際標準との調和、最新の科学的知見により見直しを行うこととされたところである。

このような状況に鑑み、環境省としては、国民の生活環境の保全に寄与する観点から、科学的知見を踏まえるとともに、国際的な標準と調和した農薬登録保留基準を定めるため、農薬登録制度における生態影響評価の見直しに取り組むこととしたい。

2. 見直しの方向性

農薬の生態影響評価を改善するため、評価対象を水産動植物から拡大し、農薬登録保留基準を設定。

具体的には、以下を実施。

- ✓ 水産動植物以外の水生生物及び陸生生物に対する生態影響の評価を行うため、科学的知見と国際的な標準との調和を踏まえ、試験生物を選定するとともに、毒性試験方法を策定。
- ✓ 農薬が環境中で試験生物等に与える影響について調査・検討し、暴露量を算出するとともに、当該影響についてのリスク評価手法を策定。
- ✓ 試験生物による評価結果から農薬の使用が生態に著しい影響を生じさせるおそれがある場合に登録を保留するための基準値を設定。

3. 見直しの進め方

- 農薬の生態影響について、これまでの調査結果や欧米等における評価状況等について、中央環境審議会土壌農薬部会及び農薬小委員会に順次報告。
- 水産動植物以外の生物の影響評価により農薬登録を保留する措置を講じるためには農薬取締法の規定の一部を改正する必要があるため、関係省庁と対応を協議。
- 具体的な評価対象生物やリスク評価の方法等は専門家からなる検討会で予備的な検討を行い、その後中央環境審議会の意見を伺った上で告示等を改正。

○農薬取締法（昭和23年法律第82号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もつて農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（農薬の登録）

第二条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。（後略）

2 前項の登録の申請は、次の事項を記載した申請書、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本を提出して、これをしなければならない。

一～四 （略）

五 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

六～十 （略）

3～6 （略）

（記載事項の訂正又は品質改良の指示）

第三条 農林水産大臣は、前条第三項の検査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定による登録を保留して、申請者に対し申請書の記載事項を訂正し、又は当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができる。

一～五 （略）

六 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、その水産動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

七 （前略）、その使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

八～十 （略）

2 前項第四号から第七号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準は、環境大臣が定めて告示する。

3 （略）

（職権による適用病虫害の範囲等の変更の登録及び登録の取消し）

第六条の三 農林水産大臣は、現に登録を受けている農薬が、その登録に係る第二条第二項第三号の事項を遵守して使用されたとした場合においてもなおその使用に伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号のいずれかに規定する事態が生ずると認められるに至つた場合において、これらの事態の発生を防止するためやむをえない必要があるときは、その必要の範囲内において、当該農薬につき、その登録に係る第二条第二項第三号の事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができる。

2・3 （略）

第4次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）（抜粋）

第2部 今後の環境政策の具体的な展開

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

第9節 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

(3) 重点的取組事項

①科学的なリスク評価の推進

農薬については、水産動植物以外の生物や個体群、生態系全体を対象とした新たなリスク評価が可能となるよう、科学的知見の集積を図りつつ、検討を進める。

○農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（国の責務）

第三条 国は、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援するため、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況を踏まえ、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための施策を総合的に策定し、及びこれを着実に実施する責務を有する。

第二章 国が講ずべき施策

第一節 良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策

（農業資材事業に係る事業環境の整備）

第八条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

- 一 農薬の登録その他の農業資材に係る規制について、農業資材の安全性を確保するための見直し、国際的な標準との調和を図るための見直しその他の当該規制を最新の科学的知見を踏まえた合理的なものとするための見直しを行うこと。

二～四 （略）

EU、米国、韓国、日本の生態影響評価等における要求試験項目(未定稿)

対象生物	要求試験項目	要求の有無 ^{※1}					
		EU	米国	韓国	日本 ^{※2}		
陸域	鳥類	Tier-1	Acute: Acute oral study	○	○	○	●
			Short term: 5-day dietary study	△	○	○	▲
			Long term: Reproduction study	△	○	×	×
		Higher tier	Avoidance/Palatability test for bait, granules and treated seeds	△	×	×	×
			Pen/Cage test	△	×	×	×
			Wild birds: Field test	△	△	×	×
	哺乳類	Tier-1	Acute: Acute oral study	○	○	×	×
			Long term: Reproduction study (or Teratology study)	○	○	×	×
		Higher tier	Wild mammals: Acute study	×	△	×	×
			Pen/Cage test	△	×	×	×
			Wild mammals: Field test	△	△	×	×
	ハチ	Tier-1	Acute oral study	○	○	○	●
Acute contact study			○	○	○	●	
Bee brood feeding study			△	○	×	×	
Higher tier		Residue test	△	△	△	×	
		Cage/Tunnel test	△	×	×	×	
		Field test	△	△	×	▲	
その他の節足動物	Tier-1	Standard laboratory study	○	×	○	●	
	Higher tier	Extended laboratory/Aged residue test	△	×	×	×	
		Field test	△	×	×	▲	
カイコ	Tier-1	Acute: Acute oral study	×	×	○	●	
	Higher tier	Residue test	×	×	×	▲	
ミミズ	Tier-1	Acute: Acute study	×	×	○	×	
		Chronic: Reproduction study	△	×	×	×	
	Higher tier	Field test	△	×	×	×	
土壌非標的微生物	Tier-1	Soil nitrification and carbon mineralisation study	○	×	×	×	
	Higher tier	Field test	△	×	×	×	
その他の土壌非標的生物	Tier-1	Collembola/Gamasid mite: Reproduction study	△	×	×	×	
	Higher tier	Litter bag test	×	×	×	×	
非標的植物	Tier-1	Screening data such as phyto-toxicity, Seedling emergence/Vegetative vigor study	○	○	×	×	
	Higher tier	Field test	△	△	×	×	
水域	魚類	Tier-1	Acute/Short-term LC50/EC50	○	○	○	○
			Chronic/Long-term NOEC	△	○	×	×
		Higher tier	Microcosm/Mesocosm, Field test	△	△	×	×
			Species Sensitivity analysis	△	×	×	△
	無脊椎動物(甲殻類等)	Tier-1	Acute/Short-term LC50/EC50	○	○	○	○
			Chronic/Long-term NOEC	△	○	△	▲
		Higher tier	Microcosm/Mesocosm, Field test	△	△	△	×
			Species Sensitivity analysis	△	×	×	△
	藻類	Tier-1	Acute/Short-term LC50/EC50	○	○	○	○
			Microcosm/Mesocosm	△	△	×	×
		Higher tier	Species Sensitivity analysis	△	×	×	×
	水草	Tier-1	Acute/Short-term LC50/EC50	○ ^{※3}	○	×	×
Microcosm/Mesocosm			△	△	×	×	
Higher tier		Species Sensitivity analysis	△	×	×	×	

※1 曝露することが予想される等必ず要求されるものは「○」、必須試験の結果、影響が見られる場合等条件によって要求されるものは「△」

※2 日本の●▲は毒性試験のみで、暴露を考慮した影響評価は行わない

※3 除草作用を示す場合

(出典)

EU 「COMMISSION REGULATION (EU) No 283/2013」

EPA 「Technical Overview of Ecological Risk Assessment - Analysis Phase: Ecological Effects Characterization」

農林水産省 「農業の登録申請に係る試験成績について」

農業工業会ヒアリング(2017)